

3（1）小規模林業者等支援事業補助金 Q&A

（令和3年4月26日現在）

（1）共通

問1 申請は何回までできるのか。

（回答）

3事業（森林整備事業、安全対策事業、小型林業機械支援事業）でそれぞれ当年度に2回までの申請となります。なお、交付要綱別表1の補助金の額の欄にある、安全対策事業及び小型林業機械支援事業の上限額は当年度の上限額となります。

問2 交付申請書の提出期限はあるか。

（回答）

交付申請書の提出期限は当該年度の1月末までとします。交付決定は先着順となります。

問3 実績報告書の提出期限はあるか。

（回答）

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日とします。

問4 変更申請の対象となる重要な変更の基準は何か。

（回答）

事業費（補助対象経費）の3割以上の増減とします。このほか森林整備事業では事業地の追加・変更、安全対策事業では補助対象装備品の追加・変更、小規模林業機械支援事業では補助対象機械の追加・変更とします。

（3）安全対策補助金

問1 補助対象者が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

（回答）

林業事業体のほか自伐林業者、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体も

対象となります。

問2 事業体にも属していて、個人でも林業を営んでいるが、2件で申請できるか。

(回答)

どちらで申請していただきてもかまいませんが、使用者が重複しないようにしてください。申請書に使用者を記入する欄あり。

問3 時々しか現場に行かない事務職員も対象となるか。

(回答)

こちらでは特に明確な線引きは行いませんが、原則、林業現場における災害の防止のために行う事業ですので、例えばチェーンソーを使用しない職員を使用者としてチェーンソー防護ズボンを購入するなど、不要なものを購入することは避けてください。

問4 補助申請時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

見積書の添付をお願いします。なお義務ではないですが、秩父地域の店舗で購入に努めるようお願いいたします。

問5 実績報告時に必要となる添付書類はどのようなものがあるか。

(回答)

領収証等、購入した商品や支払いの事実がわかるものの添付をお願いします。

問6 令和2年度に実施していた秩父市安全対策補助金との内容の違いは何か。

(回答)

見積を2社以上としていましたが、1社以上としました。

※このQ&Aは随時更新する予定です。最新のQ&Aをご確認ください。